

機械集材装置の運転の業務に係る特別教育講習の開催について

上記特別教育講習を、下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

機械集材装置の運転の業務に係る特別教育講習(則36-7) 実施要領

- 期日・会場 申込書の受講票欄に記載されている期日・会場をご確認の上、お申し込みください。
- 受講資格 労働安全衛生規則第36条第7号に掲げる機械集材装置の運転の業務に従事する満18歳以上の者で、安全衛生特別教育規程第9条に定める特別教育のうち、実技教育を修了しその証明を受けられる者。
- 受講料等 受講料 6,480円 テキスト代 1,029円 合計 7,509円(消費税含む。)
- (1) 申込書 受講申込書に所要事項を記入し、(機械集材装置の運転業務に係る特別教育のうち、集材機の運転4時間及びワイヤーロープの取扱4時間の実技教育を修了したことの証明が必要です。)申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽写真(縦3cm×横2.4cm)2枚(1枚は申込書の所定欄に貼付し、1枚は裏面に氏名を記載のうえ添付のこと。)を郵送にてお申込下さい。)受講料は銀行振込でお願いします。事業体でまとめてお申込されても結構です。
- (2) 申込先 〒790-0003 松山市三番町4-4-1 愛媛県林業会館3F (一社)愛媛県木材協会内
林材業労災防止協会 愛媛県支部 TEL 089-948-8973 FAX 089-948-8974
- (3) 振込先 ・伊予銀行 松山駅前支店 普通預金 No. 1158173
・愛媛銀行 本店 普通預金 No. 0174857
リンダ イョウサキ ヲウキョウカイ エヒケンシブ
口座名 林材業労災防止協会 愛媛県支部
注：振込手数料は各自でご負担願います。
- (4) 申込期限 講習日の7日前とする。但し、申込期限内であっても受講者が定員に達した時は打ち切りいたしますので、できるだけ早く申込下さい。
- (5) その他
 - 1 納入した受講料等は欠席した場合でもお返しできません。但し、講習日7日前までに取消を申し出た場合はお返しします。
 - 2 申込書を受理したときは、領収書及び受講票を、受講料をお振込いただいた先へ、講習日の7日前に送付いたします。
 - 3 当日は受講票を持参し、受講番号の席について下さい。受講票のない者原則として受講できません。
 - 4 飲食物等の販売はしておりませんので、昼食・飲料等は各自でご用意下さい。
- (6) 修了証 受講を修了した者には講習終了後、修了証を交付します。

受付番号 NO	修了証用です。 クリップで留めるときは裏向き で留めてください			写真貼付 縦3.0cm × 横2.4cm 1枚貼付 1枚添付
機械集材装置の運転の業務に係る特別教育講習				
記入例	受講申込書		平成30年8月3日（金）	
ふりがな	さいぼう たろう		性別	※
氏名	災防 太郎		修了証 番号	※
生年月日	昭和 平成 6 3 年 1 2 月 2 5 日		交付 年月日	※
現住所	〒790-0811 愛媛 都道府県 松山 市区 ○○町 1丁目1-1			
勤務先	所在地 愛媛県松山市○○町1-1			
	名称 株式会社 林災防 (TEL ×××-××-××××)			
実技教育修了証明欄				
機械集材装置の運転の業務に係る特別教育のうち、集材機の運転（4時間）及びワイヤーロープの取扱（4時間）の実技教育を修了したことを証明します。				
平成 年 月 日				
実施年月日 及び時間	平成 2 8 年 4 月 1 日 ~ 4 月 2 日 8時間			
住所	愛媛県松山市○○町1-1			
事業主	株式会社 林災防 代表取締役 ○○ ○○ 印			
	TEL (×××-××-××××)			
記入した日	平成 年 月 日			
林材業労働災害防止協会 愛媛県支部長 殿	受講申込者氏名		災防 太郎 印	必ず捺印下さい
（注：※欄以外は全て記入して下さい。）				

受講票	
○ 講習種別	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育講習
○ 日時	自 平成30年8月3日（金） 9時開始
○ 会場	愛媛県森の交流センター 東温市田窪字門田743
受講番号	
氏名	災防 太郎 殿
1 受講票は必ず持参し、受講番号の席に着席して下さい。 2 テキストは、当日お渡しします。 3 遅刻、早退は修了者と認めません。 4 駐車場 有り 但し、奥の第2駐車場に駐車して下さい。 実施機関：林材業労働災害防止協会 愛媛県支部	

領収書	
¥7,509	
機械集材装置の運転の業務に係る特別教育講習に係る受講料及びテキスト代等を受領しました。	
平成 年 月 日	
殿	
林材業労働災害防止協会 愛媛県支部	